建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年１月28日

国土交通大臣　太田　昭宏

１　処分をした年月日　平成24年12月14日
２　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　丸山多美夫　一級建築士　第162743号
３　処分の内容　平成25年４月１日から業務停止１月
４　処分の原因となった事実　尚和設計事務所（埼玉県知事登録⑴第9554号）の開設者として、建築士法第24条第１項及び第２項の規定に違反して、平成20年11月28日に同事務所に置かれていた管理建築士であって建築士法等の一部を改正する法律（平成18年法律第114号）附則第３条第13項の規定により定められた期限までに管理建築士講習の課程を修了していない者を、平成23年11月28日に管理建築士として置いていた。

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年１月28日

国土交通大臣　太田　昭宏

１　処分をした年月日　平成24年12月14日
２　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　河野　邦彦　一級建築士　第45809号
３　処分の内容　平成25年４月１日から業務停止１月
４　処分の原因となった事実　ケーエーエー総合計画事務所一級建築士事務所（東京都知事登録第50179号）の開設者として、建築士法第24条第１項及び第２項の規定に違反して、平成20年11月28日に同事務所に置かれていた管理建築士であって建築士法等の一部を改正する法律（平成18年法律第114号）附則第３条第13項の規定により定められた期限までに管理建築士講習の課程を修了していない者を、引き続き平成23年11月28日に管理建築士として置いていた。

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年１月28日

国土交通大臣　太田　昭宏

１　処分をした年月日　平成24年12月14日
２　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　武井　鴻明　一級建築士　第55153号
３　処分の内容　平成25年４月１日から業務停止１月
４　処分の原因となった事実　ＴＡＣ建築構造設計事務所一級建築士事務所（東京都知事登録第54030号）の開設者として、建築士法第24条第１項及び第２項の規定に違反して、平成20年11月28日に同事務所に置かれていた管理建築士であって建築士法等の一部を改正する法律（平成18年法律第114号）附則第３条第13項の規定により定められた期限までに管理建築士講習の課程を修了していない者を、引き続き平成23年11月28日に管理建築士として置いていた。

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年１月28日

国土交通大臣　太田　昭宏

１　処分をした年月日　平成24年12月14日
２　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　坪﨑　雅一　一級建築士　第201324号
３　処分の内容　平成25年４月１日から業務停止１月
４　処分の原因となった事実　アトリエワン一級建築士事務所（東京都知事登録第54009号）の開設者として、建築士法第24条第１項及び第２項の規定に違反して、平成20年11月28日に同事務所に置かれていた管理建築士であって建築士法等の一部を改正する法律（平成18年法律第114号）附則第３条第13項の規定により定められた期限までに管理建築士講習の課程を修了していない者を、引き続き平成23年11月28日に管理建築士として置いていた。

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年１月28日

国土交通大臣　太田　昭宏

１　処分をした年月日　平成24年12月14日
２　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　髙橋　昭一　一級建築士　第148465号
３　処分の内容　平成25年４月１日から業務停止１月
４　処分の原因となった事実　株式会社社会コンストラクション一級建築士事務所（東京都知事登録第32178号）の開設者として、建築士法第24条第１項及び第２項の規定に違反して、平成20年11月28日に同事務所に置かれていた管理建築士であって建築士法等の一部を改正する法律（平成18年法律第114号）附則第３条第13項の規定により定められた期限までに管理建築士講習の課程を修了していない者を、引き続き平成23年11月28日に管理建築士として置いていた。

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年１月28日

国土交通大臣　太田　昭宏

１　処分をした年月日　平成24年12月14日
２　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　森山文之助　一級建築士　第165579号
３　処分の内容　平成25年４月１日から業務停止１月
４　処分の原因となった事実　一級建築士事務所森山文之助建築設計室（東京都知事登録第24669号）の開設者として、建築士法第24条第１項及び第２項の規定に違反して、平成20年11月28日に同事務所に置かれていた管理建築士であって建築士法等の一部を改正する法律（平成18年法律第114号）附則第３条第13項の規定により定められた期限までに管理建築士講習の課程を修了していない者を、引き続き平成23年11月28日に管理建築士として置いていた。

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年１月28日

国土交通大臣　太田　昭宏

１　処分をした年月日　平成24年12月14日
２　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　林　　直樹　一級建築士　第274064号
３　処分の内容　平成25年４月１日から業務停止１月
４　処分の原因となった事実　株式会社鳳友一級建築士事務所（東京都知事登録第54208号）の開設者として、建築士法第24条第１項及び第２項の規定に違反して、平成20年11月28日に同事務所に置かれていた管理建築士であって建築士法等の一部を改正する法律（平成18年法律第114号）附則第３条第13項の規定により定められた期限までに管理建築士講習の課程を修了していない者を、引き続き平成23年11月28日に管理建築士として置いていた。

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年１月28日

国土交通大臣　太田　昭宏

１　処分をした年月日　平成24年12月14日
２　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　三村　正昭　一級建築士　第23645号
３　処分の内容　平成25年４月１日から業務停止１月
４　処分の原因となった事実　一級建築士事務所ミツムラデザイン研究所（東京都知事登録第49492号）の開設者として、建築士法第24条第１項及び第２項の規定に違反して、平成20年11月28日に同事務所に置かれていた管理建築士であって建築士法等の一部を改正する法律（平成18年法律第114号）附則第３条第13項の規定により定められた期限までに管理建築士講習の課程を修了していない者を、引き続き平成23年11月28日に管理建築士として置いていた。